

## 引当金会計の変遷 (2)

渡 辺 和 夫

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 生成期
- 3 発展期 (以上, 前号)
- 4 混乱期
  - (1) 昭和37年の商法改正
  - (2) 企業会計原則修正と新税法調整意見書
  - (3) 退職給与引当金に関する個別意見
  - (4) 昭和44年の企業会計原則修正案
  - (5) 「特定引当金」の制度化
- 5 安定期
  - (1) 「特定引当金」の消滅
  - (2) 引当金概念の明確化
  - (3) 最近の動向
- 6 むすび

### 4 混 乱 期

#### (1) 昭和37年の商法改正

「引当金」に関する規定が商法に新設されたのは、昭和37年の改正時である。それは当初予定されたものと異なっていた。

昭和35年8月に公表された法務省民事局試案では、「負債たる引当金」という表題のもとで、つぎのように述べていた。

「債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前

にある場合には、相当の金額を負債として計上すること。<sup>1)</sup>

企業会計上の負債引当金には、法律上まったく債務とはいえないものと、不確定期限付または条件付債務が含まれている。試案で規定しようとしたのは後者に関してである。

「試案においては、債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を負債として計上しなければならないものとし、負債性引当金のうち負債としなければならないものを明らかにした。将来発生する債務で、債務の発生原因が決算期後にある場合には、引当金として負債に計上してはならないのは当然である。通常、退職給与引当金及び納税引当金は負債たる引当金であり、修繕引当金及び濁水準備金は負債たる引当金にならない。<sup>2)</sup>」

負債たる引当金は負債性引当金の一部であり、それだけを認める主旨になる。これはきわめて狭い引当金概念であるとして批判された。その結果、昭和37年の改正商法では、つぎのように修正された。

第287条ノ2 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス  
前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス

本条が会計上の負債性引当金のみを対象としていることは明らかであり、評価性引当金は除外されている。しかも、引当金の設定は強制されるものではなかった。「特定ノ支出又ハ損失」に備える引当金であれば、任意に設定可能であった。また、第2項により、引当金の取崩についてもほとんど制約がないに等しかった。

本条の解釈については、大別して、狭義説と広義説の2つが存在した。狭義説は、負債性引当金のうち法律上の債務に該当しない引当金の計上を認めるも

1) 新井清光編『日本会計・監査規範形成史料』中央経済社、平成元年、784ページ。

2) 同書、785ページ。

のと解した。法律上の債務は当然に負債として計上される。そうでない負債性引当金、たとえば修繕引当金の計上を認めるのが本条と解釈された。

他方、広義説は必ずしも会計上の負債性引当金に限定されないと解した。したがって、利益留保性の引当金であっても計上可能になる。引当金の設定は配当可能利益を減少させ、株主にとって不利になる。しかし、株主総会の承認が得られるならば、いかなる名目の引当金であっても、設定可能と解されたわけである。

狭義説が多数説とされたけれども、実務上は広義説が採用され、さまざまな引当金が登場することになった。たとえば、創立90周年記念事業引当金といったようなものが現われた。当然、それらは会計上の引当金には該当しないものであった。

昭和38年に制定された「計算書類規則」では、負債の部は流動負債、固定負債および引当金の3つに区分された(第25条)。そして、商法第287条ノ2に規定する引当金は、引当金の部に記載しなければならないとされた(第32条)。また、条件附債務は、引当金の部に記載することができるとされた(第33条)。<sup>3)</sup>すなわち、引当金は他の負債と区別して表示されることになったのである。

## (2) 企業会計原則修正と新税法調整意見書

商法の改正を受けて、「企業会計原則」は昭和38年に修正された。ただし、引当金に関しては若干の修正が行なわれたにすぎない。負債性引当金は流動負債と固定負債の一部として扱われており、計算書類規則とは異なる考えを示している。流動負債に含まれる引当金には納税引当金と修繕引当金が示されており、固定負債に含まれる引当金としては退職給与引当金と特別修繕引当金が挙げられている。<sup>4)</sup> 渴水準備金を流動負債の例示から削除した点が注目されよう。

昭和41年10月に企業会計審議会は「税法と企業会計との調整に関する意見書」

3) 同書, 933, 935ページ。

4) 同書, 164, 166, 208, 210ページ。

を公表した。その前身としては、昭和27年6月に公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」が挙げられる。今回の新税法調整意見書では、税法と「企業会計」との調整という点が強調されている。

引当金に関しては、画一的基準の緩和という観点から、つぎの2点が指摘されている。<sup>5)</sup>

- (1) 税法においては、損金算入を認められる負債性引当金項目を制限列挙的に定めている。このことは費用収益対応の原則の趣旨に添わないものと考えられるので、税法としては現行規定以外の引当金項目をも認めることを包括的に規定することが望ましいが、少なくとも、一般に認められた引当金として、修繕引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金及び事業税引当金を認めることとし、その他企業の特特殊性に応じて必要と認められる引当金については、税務官庁の承認により、これを認めることができる旨を規定することが望ましい。
- (2) 退職給与引当金の損金算入額については、税法において画一的に取扱うことなく、合理的な基準によって企業が計算した金額をも損金として認めることとすることが望ましい。

法人税法上の引当金は、当時、①貸倒引当金、②返品調整引当金、③賞与引当金、④退職給与引当金、および⑤特別修繕引当金の5つが認められていた。その後、製品保証等引当金が追加され、平成10年度の改正で①②④の3つに制限されるようになった。引当金に関する新税法調整意見書の提言は、税法に対してあまり効果を発揮しなかったようである。

### (3) 退職給与引当金に関する個別意見

負債性引当金のひとつである退職給与引当金に関する個別意見書が公表されたのは、昭和43年11月のことである。それは「退職給与引当金の設定について」と題するものであった。退職給与引当金をめぐる当時の状況について、草島清

---

5) 同書、436ページ。

氏はつぎのように述べている。

「退職給与引当金は、現在多くの企業では法人税法の定める方法によって設定されているが、実際には税法基準に達しない企業が相当数みられる状況にある。しかも、税法基準による引当額を大幅に下回っていることを公認会計士が監査報告書において指摘しても、これを是正しようとならない企業も少なくない。<sup>6)</sup>」

そこで、適正な会計基準が必要とされたわけである。

同意見書によれば、わが国における退職金は、基本的には賃金の後払の性格をもっており、同時に勤続に対する功績報償および老後の生活保障という性格をあわせもっている。いずれにしても、「企業は、当期の負担に属すべき退職金の金額を、その支出の事実に基づくことなく、その支出の原因または効果の期間帰属に基づいて当期の費用として認識する<sup>7)</sup>」が必要になる。

具体的な設定方法としては、つぎの4つが提案されている。<sup>8)</sup>

- ① 将来支給額予測方式
- ② 期末要支給額計上方式
- ③ ①の現価方式
- ④ ②の現価方式

①は将来の退職金を各期に支給される給与額を基準として期間配分する方法である。②は期末現在において全従業員が退職するとした場合の退職金要支給額と前期末におけるその額との差額をもって毎期の退職金費用として計上する方法である。③と④における現価方式というのは、利子の観念をとり入れた方法になる。

法人税法の定める方法は、基本的には「期末要支給額計上方式に現価方式を結合した方式と異ならない」といわれている。したがって、上記④の方法によ

---

6) 草島清「審議経緯と「意見」の概要」『企業会計』第20巻12号、昭和43年12月、63ページ。

7) 新井清光編、前掲書、512ページ。

8) 同書、513-514ページ。

っていることになる。

同意見書は、税法方式のみでなく、幅広くさまざまな設定方式の導入を提言している。そのことは前述した新税法調整意見書の主張である、画一的基準の緩和と軌を一にするものといえよう。

#### (4) 昭和44年の企業会計原則修正案

昭和38年に修正されたあと、企業会計原則は昭和49年に修正された。その間、昭和44年に修正案が公表されている。これは公認会計士による監査を商法に導入するため、商法と証券取引法との会計基準を一致させる目的で公表されたものである。しかし、商法の改正が延びたため、企業会計原則の修正は昭和49年まで実現しなかったのである。

修正案によれば、負債性引当金は特定引当金と明確に区別されなければならない、とされている。

「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。<sup>9)</sup>」(注18)

特定引当金という表現は商法第287条ノ2の規定に由来する。同条を広義に解した実務界は、さまざまな利益留保性の引当金を生み出した。修正案でいう特定引当金は、負債性引当金以外の引当金、すなわち利益留保性の引当金をさしている。

また、負債性引当金は偶発損失に対して計上できない旨を、つぎのように述べている。

「負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確実に起ると予想されるものであるから、偶発損失についてこれを計上することはできない。<sup>10)</sup>」(注

9) 同書, 277ページ。

10) 同書, 278ページ。

18)

さらに、負債性引当金以外の引当金の繰入額または取崩額ならびに表示に関して、つぎのように述べている。

「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額は未処分損益計算の区分に記載する。

なお、これらの引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。<sup>11)</sup>」(注14)

未処分損益計算の区分に記載するということは、当期純利益を計算したあとに記載されることを意味する。すなわち、特定引当金の繰入額と取崩額は、損益項目ではなく、留保利益の増減項目とされているのである。にもかかわらず、特定引当金は負債の部に記載されることとされている。こうした矛盾については、昭和49年の見直しにあたって改善されている。

#### (5) 「特定引当金」の制度化

「特定引当金」という用語は昭和44年の修正案ですでに使われていた。それが制度化され、一般に認知されるようになったのは昭和49年である。飯野利夫氏によれば、特定引当金には2つの異なる意味があるといわれている。

「今日、特定引当金という語は、二つの異なる意味に用いられている。すなわち、その一つは、商法第287条の2に定める引当金そのものを指すのに対して、いま一つは、会計上の引当金以外の引当金で、たとえば商法等の法令によって計上することが認められるものだけを指すものである。<sup>12)</sup>」

すでに述べたように、昭和44年の修正案では後者の意味で使われていた。昭和49年の商法改正と企業会計原則修正は会計基準の一元化を目指したものであり、両者の調整が不可欠とされた。商法第287条ノ2そのものの改正は行なわれなかったものの、引当金に関しては、企業会計原則からの歩み寄りが必要と

11) 同書、273ページ。

12) 飯野利夫「特定引当金について一現状そして回顧と展望」『会計ジャーナル』第6巻9号、昭和49年8月、21ページ。

された。そのさい、損益計算書面での調整がとくに重要な意味をもっている。

昭和44年の修正案を見直したうえで、企業会計原則はつぎのように規定した。

「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期利益を表示する。

この場合には、当期の負担に属する法人税額、住民税額等を税引前当期利益から控除して当期利益を表示する。<sup>13)</sup>」(注14)

文言の意味を明確にするためには具体例を用いるのが最適である。図表1と

図表1 昭和49年修正企業会計原則による損益計算書(部分)

		(単位：100万円)	
経 常 利 益			5,782
特 別 利 益			
固定資産売却益	422		
前期損益修正益	<u>85</u>		507
特 別 損 失			
災害損失	370		
前期損益修正損	<u>128</u>	(-)	498
税引前当期純利益※			5,791
特定引当金取崩額☆			
特別償却準備金取崩額			20
特定引当金繰入額☆			
海外市場開拓準備金繰入額	54		
価格変動準備金繰入額	23		
工場再配置引当金繰入額	1,000		
創業記念事業引当金繰入額	<u>12</u>	(-)	1,089
税引前当期利益◎			4,722
法人税等負担額			(-)2,530
当 期 利 益◎			<u>2,192</u>

13) 新井清光編，前掲書，201，203ページ。



図表2は番場嘉一郎氏の著書からの引用である。<sup>14)</sup> 損益計算書のうち特定引当金と関連する部分, すなわち経常利益から当期利益までの部分が示されている。図表1は昭和49年に修正された企業会計原則にもとづく損益計算書であり, 図表2は同年に改正された商法計算書類規則にもとづく損益計算書である。

図表2 昭和49年改正計算書類規則による損益計算書 (部分)

		(単位: 100万円)	
経常利益			5,782
特別利益			
固定資産売却益	422		
前期損益修正益	85		
特定引当金取崩益☆	<u>20</u>		527
特別損失			
災害損失	370		
前期損益修正損	128		
特定引当金繰入損☆	<u>1,089</u>		(-)1,587
税引前当期利益◎			4,722
法人税等負担額			<u>(-)2,530</u>
当期利益◎			2,192

企業会計原則と計算書類規則における税引前当期利益および当期利益(◎印)はともに一致する。税引前当期純利益(※印)は企業会計原則だけで示される。特定引当金の取崩額と繰入額(☆印)の記載場所は相違している。以上のような調整をした結果, 企業会計原則による損益計算書では, 「税引前当期純利益」と「税引前当期利益」が違った数値で示されることになった。きわめて巧妙な調整であるとはいえ, 両数値の意味を的確に把握することは容易でないように思われる。

14) 番場嘉一郎著『詳説企業会計原則』森山書店, 昭和50年, 78, 80ページ。

## 5 安 定 期

### (1) 「特定引当金」の消滅

昭和49年の企業会計原則修正は、「特定引当金」実務の存在を前提として進められた。それを肯定したうえで、負債性引当金と特定引当金の明確な区別が工夫されたわけである。そのことは監査にも影響を与えた。特定引当金をめぐる監査上の問題については、公認会計士協会が対策を講じた。具体的には、「商法監査に係る監査上の取扱い」（昭和50年3月）、「継続性の原則、特定引当金等と商法監査の実施との関連について」（同年5月）、および「商法第287条の2の引当金と企業会計原則の特定引当金について」（同年6月）が公表されている。<sup>15)</sup>

しかし、特定引当金は利益留保の性質をもっており、会計上の引当金とはいええないものである。その計上を排除することが最も望ましい。そのためには、商法第287条ノ2の文言を改正し、特定引当金の計上を不可能にする必要がある。その試みは、商法側と企業会計原則側の双方の協力によって行なわれた。

商法側の見解は、法務省民事局参事官室から「株式会社の計算・公開に関する改正試案<sup>16)</sup>」として昭和54年12月に公表された。また、企業会計原則側の見解は、企業会計審議会から「商法計算規定に関する意見書<sup>17)</sup>」として昭和55年7月に公表された。新井清光氏の解説によれば、「一方において、「試案」が引当金の範囲を縮小し、他方において「意見書」がその範囲を拡大することによって、企業会計原則と商法との引当金に関する考え方の一致が図られ<sup>18)</sup>」たといわれている。

また同氏によれば、商法上、利益留保性引当金の計上を排することの必要性

15) 酒巻俊雄（報告）、武田昌輔、新井清光、浅地芳年「シンポジウム：特定引当金（制度会計重要問題の総合検討③）」『企業会計』第29巻3号、昭和52年3月参照。

16) 新井清光編、前掲書、841-848ページ。

17) 同書、544-546ページ。

18) 新井清光「解説：「商法計算規定に関する意見書」について」『産業経理』第40巻9号、昭和55年9月、36ページ。

は、①会社の財産および損益の状況を正しく示すため、および②いわゆる大会社において、一定の条件下で、貸借対照表と損益計算書の確定権が取締役に移されたための、2点にあるとされている。<sup>19)</sup>

昭和56年の商法ではつぎのように改正され、第2項は削除された。

第287条ノ2 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得

これにより、利益留保性の引当金は基本的に排除されることとなった。当然、「特定引当金」は消滅することになった。

## (2) 引当金概念の明確化

昭和57年の企業会計原則修正は、注解注14（負債性引当金以外の引当金について）を削除し、注解18（引当金について）を修正した。注解18の修正により、従来の評価性引当金と負債性引当金は一本化され、引当金概念の拡大化と明確化が試みられた。他方、引当金の範囲から減価償却引当金が除かれ、減価償却累計額に改められた。

新注解18では、つぎの4つを引当金の設定条件として掲げている。

- ① 将来の特定の費用または損失であること
- ② 発生が当期以前の事象に起因すること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ 金額を合理的に見積ることができること

ただし、審議会では、つぎの5番目の条件も検討されたといわれている。

- ⑤ 引当金の取崩しが恣意的に行えないこと

この最後の条件は、「引当金の性格を判断する場合の条件の一つとして重要

---

19) 新井清光「引当金規制について」『企業会計』第33号5号、昭和56年5月、90ページ。

ではあるが、その概念規定のための条件としては必ずしも必要ではない<sup>20)</sup>として除かれたのである。

昭和57年4月に「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針<sup>21)</sup>」が公表された。それを参照すると、修正前の注解では、「特定の費用（又は収益の控除）たる支出」としているけれども、「特定の損失」も含むことが明確にされた。また、③の条件に関しては、「確実に起ると予想され」が「発生の可能性が高く」に修正された。さらには、偶発損失の引当計上をすべて否定するものではないことを明らかにするため、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない」と修正された。このようにさまざまな点で引当金は拡大・明確化されたわけである。

なお、租税特別措置法上の準備金で注解18に定める引当金に該当しないものは、利益処分方式により資本の部に計上されることとされた。また、特別法上の準備金で同注解に定める引当金に該当しないものは、特別法上の取扱いを認めることとなった。

引当金の表示に関する調整問題としては、負債の部に「引当金の部」を設けるかどうか焦点になった。企業会計審議会は、「「法務省令制定に関する問題点」に対する意見書」（昭和57年1月）、ならびに「引当金の部を存置しないことを可とする企業会計審議会意見書の理由について」（同年2月）を通じて、廃止論を展開した。<sup>22)</sup>

しかし、改正計算書類規則では、「負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない」（第25条）としたものの、第33条第1項でつぎのように規定した。

---

20) 新井清光「引当金規制をめぐる諸問題」『企業会計』第34巻6号、昭和57年6月、92ページ。同著『企業会計原則論』森山書店、昭和60年、375ページ。

21) 新井清光編、前掲書、220-222ページ。

22) 編集部「「法務省令制定に関する企業会計審議会意見書」から「引当金の部非存置理由書」までの経緯」『企業会計』第34巻4号、昭和57年4月、14ページ。

「商法第287条ノ2に規定する引当金は、第25条の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。」

このため、完全な廃止には至らなかった。

### (3) 最近の動向

引当金会計は昭和56年の商法改正により一応の決着がつけられた。純粹な引当金のみが計上されるようになったわけである。商法・企業会計原則・税法のいわゆるトライアングル体制のもとで、引当金会計の基本的な枠組みは確立されたことになる。あとは個々の引当金ごとに、設定と取崩に関する明確な指針を形成することが課題になる。引当金会計は安定期に入ったといってよいであろう。

最近の動向としては、税法による引当金の縮小と退職給付引当金の問題を挙げることができよう。すでにふれたように、平成10年度の法人税法改正により、引当金は貸倒引当金、返品調整引当金および退職給与引当金の3つに制限された。会計上の引当金と税法上の引当金は次第に差異を拡大する傾向にあるようである。税法の改正が企業会計にどのような影響を与えるか注目されよう。

もうひとつの退職給付引当金の問題は、退職給与引当金の拡張としてとらえることができよう。平成10年6月に「退職給付に係る会計基準」が公表された。そこでは、退職給付を、「一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付」と規定しており、退職一時金および退職年金等がその典型とされている。企業年金制度の普及につれて、退職給与引当金から退職給付引当金への移行が必須とされたものである。

退職給付引当金は、基本的には、退職給付債務と年金資産の比較によって決定される。退職給付債務は、企業が将来支給しなければならない年金等の総額を意味する。それに対して、年金資産は企業年金の支給原資となるものである。いずれの計算にも複雑な要因が絡んでおり、簡単には確定できない。退職給付債務が年金資産よりも大きい場合、その差額が企業の負債となり、退職給付引当金として表示される。

退職給付引当金はもはや単なる引当金の問題というよりも、退職給付会計と称されるように、広範な領域を網羅した総合的な会計問題としてとらえられている。それは引当金会計の領域を超えた問題といってもよいほど複雑な内容を含んでいる。

## 6 む す び

引当金会計の歴史は意外と古い。昭和5年にはすでに引当勘定という表現が現われている。それから今日まで、きわめて波乱に富んだ変遷が見られた。

生成期の展開は会計基準としての独自の歩みといってもよいかもしれない。戦後の発展期には、税法との関係が問題にされた。昭和37年以降は商法が強い影響力を発揮した。会計実務は必ずしも会計理論にそくして行なわれるとは限らない。混乱期における「特定引当金」論はそのことをよく物語っている。実務を是正し、正常な軌道に修正するためには、多くの時間とエネルギーを必要とした。

引当金会計の発展はけっして単調ではなかった。会計理論と会計実務と会計法規の関係を考察するうえで、わが国における引当金会計の変遷は、きわめて有益な材料を提供してくれたといえよう。